

岐阜市立梅林小学校「いじめ防止基本方針」

平成 29 年 4 月 1 日改訂
平成 31 年 2 月 1 日改訂
令和元年 8 月 28 日改訂
令和 2 年 4 月改訂
令和 3 年 4 月改定
令和 4 年 4 月改定
令和 5 年 4 月改定
令和 6 年 4 月改定
令和 7 年 4 月改定

ここに定める岐阜市立梅林小学校「いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下〈法〉という）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

学校としてこれまで、いじめ問題を未然に防ぐことができるよう、スマイル委員会や執行委員会が中心となって、「スマイル宣言」（あったかい言葉をかけ合う・一人ひとりを大切にする・仲間の良さを見つけ広める・だれにでもあいさつをする）を制定し、スマイル委員会が中心となっていじめ未然防止に取り組んできた。学級ごとの「スマイル宣言」を制定し、年度末には、学級全員で「スマイル宣言」達成を目指して、重点活動に取り組んできた。さらには、だれもが幸せな気持ちになるような言動をするための方法の学習を全校集会や全校道徳で実施したり、日頃、使っている言葉遣いについて考える学級活動を実施したりした。

令和 6 年度からは、「児童が主役の学校づくり」に重点を置き、児童がやってみたいと思える活動の実現をめざしている。様々な異年齢集団での活動や学習の場を設定し、多様性を受け入れることの大切さと楽しさを感じることができるようになっている。さらには、安心して学べる学校・楽しさがある学校の実現が、いじめを生まない風土につながると考え、安心して活動したり学習したりするためには、全校児童が守る「やくそく」があることを再確認し、「うめっこのやくそく」の見直しを図っている

家庭では、年に 3 回の個人懇談や、保護者相談日、定期的な授業参観・懇談会を位置付けるなど、連携を密にしながら、いじめ防止に取り組んでいく。また、「5 つの約束」を継続し、児童に「大切な一人ひとりである」ことを伝えながら、「いつでも、すぐに相談にのること」を強調しながら、いじめ未然防止・いじめ解消に努めていきたい。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図るこ

とが重要である。

(3) いじめの解消

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

① 「いじめは、絶対に許さない」

・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。

② 「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」

・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起きているという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。

③ 「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。

④ 「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」

・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童に対して個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの5つの約束】

- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 1 がんばる子を応援します | ⇒ 誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 がんばる子をじゃまする子は指導します | ⇒ いじめはみんなですべて止める |
| 3 どんな相談でも教えてね | ⇒ どんなことも受け止める |
| 4 その日のうちに立ち上がります | ⇒ 直ちに問題解決に立ち上がる |
| 5 困ったことは、話しやすい人に相談してください | ⇒ 相談しやすい大人に話すことを促し、早期解決を図る |

(6) 保護者の責務など

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめ防止等のための組織に協力するように努める。

2 いじめ未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導、協働学習等）

児童が楽しく気持ちよく学校生活を送るために、「自分も仲間も幸せになるために考えて行動する」児童の育成をめざす。安心して学習したり、活動したりするために、誰もが守る「うめっこのやくそく」や「スマイル宣言」による日常指導の充実を図る。

児童が主体的にいじめの未然防止に取り組み、いじめがあったときに見逃さず、解決して乗り越える力をつけられるように、「いじめ」に関わる道徳や学活の授業を計画的に行う。学習面では、学級全体が落ち着いて学習できるように、「聴く一話す」姿の充実をめざす。学習に対する達成感がもてるよう、個別最適な学習方法を工夫し、児童同士の学び合いの場を設定した学習スタイルの実現を目指す。自分たちの生活をより良いものにしていく児童会活動の充実（常時活動の充実、「みんなのスマイルにつなげる日」、いじめ防止強化週間に向けた取組、あったかい言葉かけ運動、「スマイル宣言」）等を行う。

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

問題行動等に立ち向かう教師の姿（全職員が最前線で対応）、全職員が共通理解・行動（組織的対応「約束ルールに関わって誰もが同じことを言う」）、いじめ未然防止に係る校内掲示（いじめ対応フロー・「5つの約束」・「いじめとは」）、望ましい人間関係を築く取組（SST、SEL）、認め・価値付け（学級通信、朝の会・帰りの会の充実）、お互いの良さを認め合える視点を与える指導（教師主導の良いこと見つけ）、児童の声に耳を傾ける体制づくり（生活ノート、各種アンケートの「ダブルチェック」、「教育相談」、ここタン）を行う。

(3) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）

人権を侵害する言語に対する敏感な認識力を持ち、決して見て見ぬふりをしない児童を育てるため、生命や人権を大切に作る指導を行う。特別活動等での体験的な活動、教職員の人権感覚を高める取組（ブロック人権研修、校内研修）、生命の尊厳への理解（自殺予防、犯罪被害者の講話、がん教育、性に関する教育）。いじめについての本質的な理解を深め、自己有用感を自ら感じ取ると共に他者尊重の心も育む道徳教育を行う。（いじめ未然防止等に関わる児童生徒主体の取組や活動（みんなのスマイルにつなげる日の取組、いじめ防止強化週間、あいさつ運動等）

(4) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

自他を認め合い、高め合っていくことができるように各教科の中で、自分のがんばりや仲間の素晴らしい姿を交流し自己指導能力を育成する。

うめっこ班活動を通して、異年齢の仲間を大切に作る気持ちを育み、思いやる心や行動を学びとらせる。「よさ見つけ」や「あったかい言葉かけ」を意識した取り組みを実践する。

【小集団学習の充実、日常生活の中で児童生徒の活躍の場の設定（役割（係・当番）活動、清掃活動）、児童の具体的な姿や思いの価値付け・方向付け（学級通信、良いこと見つけ）】

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

学級活動などを利用して、インターネットの危険やモラルについての指導をする。情報モラル教育の充実を図り、インターネット上での誹謗中傷等も、重大な人権侵害であり刑法上の罪に当たることを理解させる。また、家庭におけるインターネットの取り扱いについても触れ、正しい理解をして活用できるよう家庭と連携して取り組む。

【情報モラル教育についての取組（学校職員、警察、専門家等の外部講師等による研修）、保護者や地域の方を対象とした研修、学校・家庭との連携（保護者への積極的な情報提供）】

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

傍観者にならないための対応（SOSの出し方教育、SOSカード、SOSBOX、心配カード、情報提供アンケート）、いじめ発生時対応演習（ロールプレイング）、互いに仲間の変容を気付ける目（ハートコンタクト）を行う。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

記名式アンケート、無記名式アンケートを行い、記名式アンケート実施後は必ず個人面談を行う。また、生活記録（日記）や児童の行動観察から、いじめが疑われている事案を早期に発見するよう努める。いじめを受けていると思われる事案については、情報をつかんだ職員が適切かつ迅速に校長・教頭に報告し、情報共有をして、校長指導のもと対応を進める。

【回答しやすい環境整備（自宅での記入、スマート連絡帳等での周知）、いじめアンケートと情報提供アンケートの活用、「ダブルチェック」を基本とした複数の職員での確認、些細な事象の積み上げ（生活ノートや児童生徒の行動観察等からの情報共有）、ここタン】

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

いじめ対策監による見守り（校内巡視）を実施する。迅速かつ組織的に対応するための校内組織（フロー図）を整え、迅速かつ適切な情報共有（どのような組織で、誰と）、スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応（役割分担と具体的な手立て）を行う。

(4) 教育相談の充実

教育相談コーディネーターが中心となり、適時相談できるよう常に校内の情報収集に努める。また、保護者や児童が自主的に相談できる場を設定し、教育相談の充実を図る。

【あらゆる機会を捉えた教育相談（問題解決的な教育相談、全児童を対象とする開発的教育相談、不安や悩みを抱える児童に働きかける予防的教育相談）】

(5) 教職員の研修の充実

職員会や打ち合わせの時には児童の様子を交流し、全職員で配慮を要する児童についての現状や指導について情報交換し、共通理解を図る。

【学校いじめ基本方針の理解（ロールプレイング、実践的な研修）、組織的対応の徹底（学校組織で判断、情報共有）、事例研修（解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修、定期

的な事案交流)、主観的理解と客観的事実を区別した事実確認】

(6) 保護者・地域との連携

日々の連絡や家庭訪問など、日頃から保護者との連携をとり、緊密な連携協力を図る。教職員と保護者が、児童の変化や不安や悩み等の情報をいち早く受け止め、児童の援助者である教職員・保護者など身近な大人が連携・共働して支援を図る。

【保護者、地域住民に積極的な情報提供依頼(学校運営協議会、PTA役員会等)、事案発生時に関係する児童の保護者へ確実に情報提供(いじめの疑い段階での確実な連絡)、管理職による情報提供の履行の見届け、いじめの解消に向けた保護者との前向きな協力関係づくり(被害者側の安心感の確保、加害者側の成長の見届け、いじめの認知)】

(7) 関係機関との連携(チーム学校、被害者、加害者への支援・指導)

児童が必要としている支援について、学校と関係機関(教育委員会をはじめ、エールぎふ、子ども相談センター、スクール相談員、ほほえみ教室相談員、民生委員、警察等)が情報を共有し、効果的な連携を行い、よりよい対策が取れるように組織的に連携し、対策を図る。

【教育委員会への直ちに報告、関係機関との情報共有や支援・指導の際の連携(警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等)、各種相談窓口の紹介】

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長、教頭、教務主任、いじめ対策監、主任いじめ対策監、(主幹教諭)、生徒指導主事、学年主任、教育相談主任、養護教諭等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会委員、主任民生委員、人権教育推進委員長、スクールカウンセラー、民生委員、(弁護士・警察官経験者等)

5 いじめの未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「梅林小学校いじめ防止プログラム」

月	取 組 内 容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会の実施（前年度の実態と対応等の引継、今年度の方針の伝達） ・いじめ防止に向けた方針、取組（早期発見・早期対応）の確認 ・ホームページにより「学校いじめ防止基本方針（以下「方針」）」を発信 ・【学校説明会】で校長先生より「方針」説明 ・SCと教育相談コーディネーターとの懇談 SCの学級活動 ・個人懇談 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会での「方針」説明 ・第1回「いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・第1回「心のアンケート」（アンケートをもとに個人懇談、アンケート実施後に即時対応・指導、事後指導等の見届け）いじめ防止等対策推進会議 ・「全校スマイル宣言」の制定 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「全校スマイル宣言」達成にむけて、学級の重点目標の立案と取り組み ・「いじめ防止強化週間」（6月24日～7月3日）の実施（いじめ問題を扱った道徳の授業・児童集会、児童生徒の取組・ビデオ視聴） ・SCによる指導「SOSの出し方」 	中学校校区あいさつ運動
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめについて考える日」7月3日 ・児童向け ネットいじめの研修 ・職員研修会（長期休業前に、児童のその後の様子と今後の方針の共通理解） ・ICTを活用した子供の健康サポート「ここタン」の活用 	第1回 県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> （・岐阜市生徒会サミット） ・生徒指導事例研 ・職員研修会（いじめ防止基本方針の全職員の再確認） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会の取り組み「あったかい言葉かけ運動1」 ・第2回「心のアンケート」（アンケートをもとに個人懇談、アンケート実施後に即時対応・指導、事後等の見届け）いじめ防止等推進会議 ・個人懇談 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会「いじめを見抜くチェックシート」の実施 ・SCによる「いじめ・不登校等未然防止の取組」 ・第2回「いじめ防止等対策推進会議」の実施 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止月間」の取組 ・「あったかい言葉かけ運動2」 	中学校校区あいさつ運動
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ひびきあいの日 ・第3回「心のアンケート」（アンケートをもとに個人懇談、アンケート実施後に即時対応・指導、事後等の見届け）「いじめ防止等対策推進会議」 ・保護者希望相談 	第2回 県いじめ調査

	・長期休業前に、児童のその後の様子と今後の方針の共通理解	
1月	・職員会（冬休み前までの いじめ防止対策の取組振り返り） ・次年度の取組（案）取組作成	
2月	・第4回「心のアンケート」（アンケートをもとに個人懇談、アンケート実施後に即時対応・指導、事後等の見届け）「いじめ防止等推進会議」 ・第3回「いじめ防止等対策推進会議」の実施	
3月	・次年度の取組について ・進級を前に、児童のその後の様子見届け・確実に次年度へ引き継ぐ	第3回 県いじめ調査 問題行動調査 （文科）

児童の実態把握のための取組

- ・いじめアンケート、情報提供アンケート等の実施
- ・教育相談、二者懇談の実施
- ・Wサポートプラン
- ・ICTを活用した子どもの健康サポート「ここタン」の活用

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時、発見時の初期対応(法第23条に基づいて明示)

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を明確にし、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きを作る。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いのある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事案が認められた場合は、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、事実関係を伝え、家庭と連携しながら児童への指導にあたる。最終的には、必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめをうけた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振りかえり、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめをうけた児童に対しては、3カ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り心のケアまで、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、十分配慮した継続的な事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ・同様に、いじめた側の児童に対しても、保護者と連携し児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

【大まかな対応順序】

別紙フロー図参照

(2)「重大事態」と判断された時の対応(法第 28 条・条例第 20 条に基づいて明示)

重大事態の認識や重大事態と判断した後の主な対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

[主な対応]

- 教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- 当該重大事態と同種の事態発生を防ぐため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- 上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの未然防止の取組に関する事
- ② いじめの早期発見の取組に関する事
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関する事

8 個人情報の取り扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、また、アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改訂参照）
（「いじめの重大事態の実態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。